

すべての医療機関・介護事業所への緊急財政支援を求める意見書

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大が続くなか医療・介護従事者は自らの感染リスクとたたかいながら、住民の生命と健康を守る為に日々奮闘しています。

医療機関では、入院・外来ともに患者の著しい減少がみられ、介護事業所でも利用を控える人が増えています。また感染を引き起こさないための経費も増大しています。こうしたことから全国の多くの医療機関・介護事業所において3月以降、大幅減収となっています。

とりわけ重症者を受け入れている医療機関における逼迫した状況が報道等で取り上げられています。地域医療や介護を支えているのは、すべての病院、診療所、歯科、介護事業所、保険薬局などであります。

この間、各医療関係団体等から、減収に対する財政支援を求めています。コロナ感染症の治療に対する報酬が手厚くなったものの、未だ多くの医療機関・介護事業所が切望している減収に対する支援は実施されていません。

仮に事業収入が平時の状態に戻ったとしても、医療・介護事業所の自助努力では、今般のコロナ禍による減収分を挽回するだけの収益を確保することは不可能です。

先般実施された緊急融資は、資金繰りにおける一時凌ぎであり、このまま事態を看過するならば、雪崩的な医療・介護崩壊が起こり、次なる感染拡大の波は乗り越えることはできません。医療・介護崩壊を食い止め、最前線で国民の命と健康を守るため奮闘している医療機関・介護事業所を支援するために、国の責任による迅速かつ大規模な財政支援策が直ちに必要です。

以上の事から次の事項を実現するよう強く要請します。

記

- 1 国において、すべての医療機関・介護事業所への大幅な緊急財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月29日

長野県駒ヶ根市議会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣